

(お知らせ)

福島第一原子力発電所 6号機における外部送電線の保護装置の不具合について

平成 22 年 7 月 15 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

<概要>

(事象の発生状況)

- ・ 平成 22 年 7 月 15 日午前 1 時 23 分、6 号機の所内へ外部から電気を供給する送電線 2 系列のうち 1 系列の保護装置の異常を示す警報が発生しました。
- ・ 保護装置の点検を行うため、同日午前 3 時 46 分に外部から電気を供給する送電線 1 系列を停止しました。

(今後の対応)

- ・ 原因について調査します。

(安全性、外部への影響)

- ・ 本事象はプラントの運転に影響を及ぼすものではありません。
- ・ 本事象による外部への放射性物質の影響はありません。

(公表区分)

- ・ 公表区分Ⅱ（運転・保守管理上、重要な事象）としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

定格熱出力一定運転中の当所 6 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）において、平成 22 年 7 月 15 日午前 1 時 23 分、6 号機の所内へ外部から電気を供給する送電線（外部送電線）*¹ 2 系列のうち 1 系列の後備保護装置*² の異常を示す警報が発生しました。午前 3 時 46 分に当該保護装置の点検を行うため、外部送電線 1 系列を停止しました。

6 号機においては、保安規定*³に基づき、原子炉運転時において、外部送電線から受電する 2 系列の電源が動作可能であることが要求されていることから、午前 3 時 46 分に運転上の制限からの逸脱に該当するものと判断しました。

なお、動作可能である電源が 1 系列のみの場合は、10 日以内に 2 系列が動作可能な状態に復旧することが要求されております。

2. 今後の対応

今後、当該保護装置の点検を行うとともに、原因について調査します。

3. 安全性、外部への影響

本事象はプラントの運転に影響を及ぼすものではありません。
また、本事象による外部への放射性物質の影響はありません。

以 上

*** 1 6号機の所内へ外部から電気を供給する送電線（外部送電線）**

6号機の停止時および起動時に所内負荷に電気を供給するための送電線。

*** 2 外部送電線の後備保護装置**

外部から電気を供給するための送電線に異常が生じた際に外部送電線をしゃ断し、外部送電線を保護する装置。主保護装置およびバックアップ用の保護装置があり、後備保護装置は後者に該当する。

*** 3 保安規定**

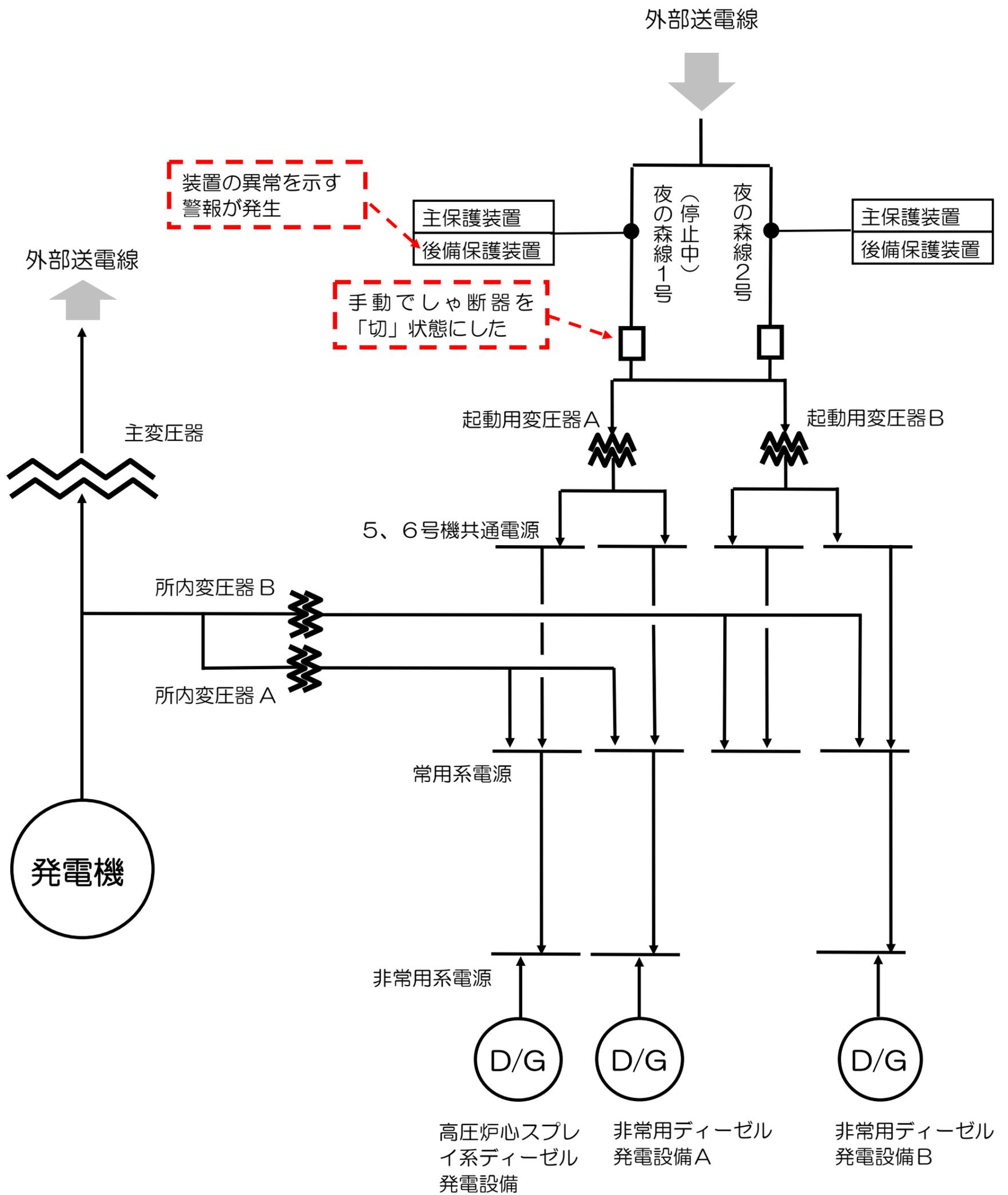
原子炉等規制法第37条第1項の規定にもとづいて事業者が作成し、国へ申請および認可を受けるもので、発電所の運転管理・燃料管理・放射線管理等の保安活動全般について運用を規定するもの。

[参考]

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。

保安規定第58条では、原子炉運転時において、外部電源（発電所外からの送電線の回線数と主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）の合計数）が2系列動作可能であることが要求されております。

また、動作可能である外部電源が1系列のみの場合は、10日以内に外部電源2系列が動作可能な状態に復旧することが要求されております。



6号機の電源構成概要図